

災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されました

鉄道・運輸機構（JRTT）は、令和5年6月23日付けて、内閣総理大臣から災害対策基本法に基づく指定公共機関※に指定されました。

JRTTは、新幹線等の鉄道建設で培った技術力を活用し、かねてより事業者からの相談に対する技術的なアドバイスや災害に関する受託調査・工事などに取り組んでおり、令和5年度から災害復旧支援活動を強化するため鉄道災害調査隊を創設したところです。

今般の指定を機に関係機関との連携をより一層強化し、被災した鉄道施設等の災害復旧支援に引き続き取り組んでまいります。

※ 「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第2条第5号に基づく指定公共機関は、公益的事業を営む法人のうちから、内閣総理大臣が指定するものです。指定公共機関は、平時において防災業務計画の作成等の責務を有しており、緊急時において応急措置を行うこととされるなど、災害予防・応急・復旧の段階で重要な役割を果たすことが求められます。



鉄道災害調査隊（調査箇所：大井川鐵道大井川本線）

<本件に関するお問合せ先>
鉄道企画調査部 鉄道総合支援課
大中（おおなか）、本山（もとやま）
TEL 045-222-9059